

四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校後援会規約

第1章 名 称

第1条 本会は四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校後援会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は学校・家庭が一体となり、学園の行うあらゆる教育活動を後援し、学園の隆昌をはかることを目的とする。

第3章 方 針

第3条 本会は前章の目的達成のために活動する。

第4条 本会は生徒の福祉のために活動し、政治的・営利的活動を行わず、かつ学校の管理や人事に干渉するものではない。

第4章 会 員

第5条 本会の会員は、正会員・特別会員及び名誉会員とする。

2 学校に在籍する生徒の保護者を正会員とする。

3 校長及び職員を特別会員とする。

4 前項のほか本会前役員にして、特に功労のあった者は、実行委員会の推薦により名誉会員となり得る。

第5章 会 計

第6条 本会の経費は、会費及び寄附金をもって支弁する。

第7条 会費は月額3,300円とし、指定の期日までに納付するものとする。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9条 特別会員は、会費を納入しない。

第6章 役員を選出

第10条 本会の役員は、次のとおりとする。

会 長 1名

副 会 長 1名 ～ 2名

書 記 1名 但し職員中より校長が指名する。

会 計 3名 但し1名は職員中より校長が指名する。

会計監査 2名

相 談 役

2 役員と委員の兼任は認めない。

3 役員の任期は1年とし再選は妨げない。

第11条 役員を選出は、理事、校長、会長及び相談役が協議のうえ選出する

ものとし、会員に報告を行う。

- 2 会長は校長名で委嘱し、その他の役員は校長及び会長の連名で委嘱する。
- 3 相談役は会長を退任した正会員のうち、校長が推薦した者を会長がこれを委嘱する。
- 4 会長は校長の推薦により、名誉会員中から顧問を委嘱することができる。

第7章 役員の仕事

第12条 役員の仕事は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長の仕事は次のとおりとする。
 - ア 会長は、本会を代表する。
 - イ 会長は、総会・役員会及び実行委員会を招集し、議長となる。また必要に応じ各委員会を招集する。
 - ウ 会長は、他の役員及び校長の承認を得て、各委員長を委嘱する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
- (3) 書記は、総会、役員会及び実行委員会の議事を正確に記録し、各種会合について通知する。
- (4) 会計は、本会のすべての金銭の出納を掌り、会計監査の監査を経て会員に決算報告をする。
- (5) 会計監査は、後援会の会計を監査し、会員にその結果を報告する。
- (6) 相談役及び顧問は、会長の諮問に応ずるものとする。

第8章 委員会

第13条 本会を運営するために次の各委員会を置く。

- (1) 役員会
- (2) 実行委員会
- (3) クラス委員会

第14条 実行委員会は、本会の役員・学年代表・学年副代表及び理事、校長と若干の職員とによって構成される。

- 2 学年代表は、共各学年1名、学年副代表は各学年1～2名とする。

第15条 クラス委員会は、各クラス2名から6名の委員で構成し、うち1名を代表委員とする。

第16条 学年代表・学年副代表・クラス委員は、学年より推薦された者を参考にし、役員、理事、校長と協議の上会長がこれを委嘱する。

第9章 委員会の仕事

第17条 実行委員会の仕事は次のとおりである。

- (1) 年次計画・予算の立案
- (2) 各委員会によって立案された計画の審議
- (3) 学校より提示された議案の処理

第 18 条 クラス委員の任務は、クラス保護者相互の連絡を密にし、学級担任を支援し学級経営に協力する。クラス委員会の議長は毎回互選により決める。

2 クラス委員会には役員が出席することができる。

第 10 章 会 合

第 19 条 総会は、会長が必要と認めたときに召集する。

第 20 条 総会の定足数は3分の1とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とし、委任状は有効とする。

第 21 条 役員会は随時会長がこれを招集する。

第 22 条 実行委員会は、会長が招集し各学期に1回開くことを原則とする。

第 23 条 実行委員会の定足数は、実行委員の2分の1とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 24 条 クラス委員会は随時会長がこれを招集する。

第 25 条 理事、校長は、各種会議の決議が学校運営上支障をきたすと判断したときは、その議決を留保することができる。

第 11 章 連 絡 会

第 26 条 本会は、四天王寺大学、四天王寺大学短期大学部後援会及び四天王寺高等学校・四天王寺中学校後援会、四天王寺小学校後援会と緊密な連絡をとり、相互依存して、もって本学園を後援する。

2 前項の目的を達成するために、本会実行委員会には四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部後援会長及び四天王寺高等学校・四天王寺中学校後援会長、四天王寺小学校後援会長が出席することができる。但し、四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部後援会長及び四天王寺高等学校・四天王寺中学校後援会長、四天王寺小学校後援会長は、同委員会において諮問に応ずるものとする。

第 12 章 改 正

第 27 条 この規約は、実行委員会の過半数の賛成によって改正することができる。

附 則

1 この規約は平成27年4月1日より施行する。

2 この規約は平成29年5月9日改正し、平成29年4月1日より施行する。

3 この規約は令和2年6月29日改正し、令和2年4月1日より施行する。